

府議付議事案書

開催・令和3年6月25日

所管部課	学校教育部教育総務課	部長	矢吹勇一	印
件名	東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について	区分	1 審議事項	
関係規則				
事項	部課機関			
1. 要旨				
<p>本規則は、学校教育法施行令の規定に基づき、東大和市立学校の通学区域、就学すべき学校の指定等について必要な事項を定めたものである。令和2年7月に策定した「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画」に基づき、令和4年4月1日から通学区域を変更する必要があることから、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>なお、この通学区域の変更は、対象区域内に居住する令和4年度以後の新小学1年生を対象とする。</p>				
(1) 主な改正内容				
<p>① 第五小学校の通学区域の一部（向原3丁目の一部、同6丁目の一部及び南街1丁目の一部）及び第八小学校の通学区域の一部（中央3丁目、同4丁目及び南街3丁目の一部）を第二小学校の通学区域に改める。</p> <p>② 令和4年3月31日において第五小学校及び第八小学校の第1学年から第5学年までに在学する児童は、令和4年4月1日以後も従前の通学区域とする。</p> <p>③ 第四中学校の通学区域の一部（中央3丁目、同4丁目及び南街3丁目の一部）を第二中学校の通学区域に改める。</p> <p>④ 就学の通知、学校の指定及び指定した学校の変更に係る手続は、令和4年4月1日前においても行うことができる。</p>				
(2) 施行日				
<p>①② 令和4年4月1日 ③ 令和10年4月1日 ④ 公布の日</p>				
(3) 影響及び効果				
対象区域の市立学校における児童・生徒数の均衡が図られる。また、第五小学校が2つの中学校区に属していることが解消される。				
2 経過(現時点に至るまでの経過)				
<p>令和3年5月7日 令和3年第5回東大和市教育委員懇談会 令和3年5月21日 市議会議員への情報提供 令和3年5月26日 令和3年第5回東大和市教育委員会定例会終了後 説明及び意見聴取 令和3年6月25日 令和3年第6回東大和市教育委員会定例会で可決</p>				
3 留意事項(問題点等)				
4 主管部処理案(検討結果等)				
今後は、市報、ホームページ及び教育委員会だよりに掲載するとともに、案内チラシ等の作成により、学校及び市民に周知を図る。				
5 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。